6. 認定手続の概要♪

日没が早くなってきました。知的財産の「永遠の吟遊詩人（ジョングルール）（！）」こと弁理士の中川淨宗（きよむね）です。

前回は「**税関**」における知的財産侵害物品（偽物）の「**水際取り締まり**」について、近年の取り締まりの実情と輸出入差止申立制度をお話ししました。

前回の話では、イヤホンαを提供するX社は「イヤホン」の登録商標「patecopi」の商標権者であり、「PATECOPI」なる商標を付けた偽物のイヤホンβをY社が輸入する見込みである旨の輸入差止申立てを行っていたのですな、知明（ちあき）さん。

そうすると今回は、輸出入されようとする物品の中に、知的財産を侵害する疑いがある物品（**侵害疑義物品**）として、税関がイヤホンβを発見した場合の取り扱いがテーマになるわけですね、法雄（のりお）さん。

この場合、税関はイヤホンβがX社の商標権を侵害する「**知的財産侵害物品**」に該当するか否かを認定する「**認定手続**」を行います（関69条の12）。

先生、仮にX社が輸入差止申立てを行っていなくても、税関はイヤホンβを発見すれば職権で認定手続を開始するはずですよね。

X社が輸入差止申立てを行っている場合と、税関が職権で開始する場合で大きな違いはあるのでしょうか？

認定手続の進め方において、<u>両者に大きな違いはありません</u>。

ただ、輸入差止申立てを行うと、後述する簡素化措置やイヤホンβの情報収集手段について利点があります。

それでは、認定手続の大まかな流れについて説明しましょう（図⑥）。認定手続は原則として開始の通知から<u>1カ月以内</u>をめどに行われています。

まず、税関はX社とY社に、認定手続を開始する旨、意見や証拠を提出できる旨、そして相手方の名称や住所が記載された「**認定手続開始通知書**」を送付するわけですね。

また、Y社が税関に提出した輸入申告書などから、別にいるイヤホンβの製造者が明らかな場合は、その製造者に関する情報もX社に通知されます。

次に、X社とY社は、イヤホンβがX社の商標権を侵害するか否かについて、証拠や意見を提出します。その期限は先ほどの通知書の日付の翌日から<u>10執務日以内</u>とされていますが、侵害疑義物品が食品などの生鮮疑義貨物の場合は<u>3執務日以内</u>とされています。のんびりしていたら生鮮品は腐ってしまいますからな。

ここで「PATECOPI」は「patecopi」とは非類似の商標であるから、X社の商標権を侵害しないといった主張をY社はできるのですね。

税関は、X社やY社から提出された証拠や意見を相手方に開示し、それぞれから反論を聞きます。例えば、Y社の先ほどの意見に対して、X社は「PATECOPI」は「patecopi」の類似商標であるから、X社の商標権を侵害するといった反論ができます。

しかし、「PATECOPI」と「patecopi」は明らかに類似商標ですから、Y社が非類似の証拠や意見を提出しても、イヤホンβの輸入は認められないと思いますけど……。

Y社が税関に証拠や意見を提出するか否かは任意ですよ。

もっとも、Y社がこれらを提出しなければ、当然ながら税関はそれをY社にとって不利な事実として考慮しますので、イヤホンβが侵害物品であると認定される可能性が高くなります。

それに、Y社はX社と争う意思がなければ、次のような「**自発的処理**」を行うことで、認定手続を中止させることもできます。まず、税関職員の立ち会いの下、イヤホンβを「**廃棄・滅却**」したり、任意放棄書を税関に提出してイヤホンβの所有権を「**放棄**」したりする措置が挙げられます。

また、イヤホンβに彫り込まれた「PATECOPI」のブランドを削り取るといった「**修正**」も行えます。ただし、商標を印刷したシールを剝がすだけといった簡単に元に戻せる修正は認められませんし、そのシールを輸入することもできません。どのような修正を加えるのが適切かについて、税関はX社の意見も聞きます。

あるいは、権利者の同意を得るとともに、税関などによる輸出承認が得られれば侵害疑義物品を外国に返送する「**積み戻し**」もできます。

ただし、税関によって商標権や著作権法上の権利を侵害する物品であると認定されてしまうと、積み戻しはできません。これはTRIPS協定59条の規定によるものです。

当然ながら、Y社がX社からイヤホンβの「**輸入許諾**」を得られれば両者に争いはなくなるので、その同意書を税関に提出した場合も、認定手続は中止されますな。

このようにしてX社とY社から提出された意見・証拠・反論に基づいて、税関はイヤホンβが侵害物品に該当するか否かを認定し、その結果を両社に通知するわけですね。

侵害物品に該当しない旨の認定であって、ほかの通関手続きも適切であればY社はイヤホンβを輸入できますが、これに該当する旨の認定の場合はどのように取り扱われますか？

図⑥：認定手続の流れ

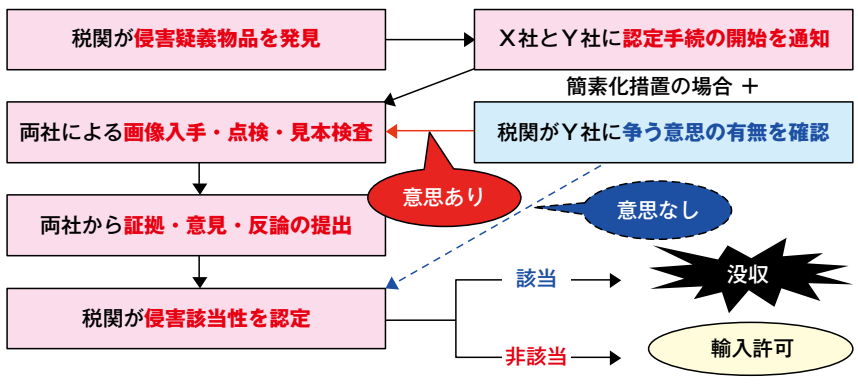

Y社がイヤホンβを輸入できなくなるのは当然ですね。そして、その認定に不服があれば、その通知から3カ月以内に「**不服申立て**」を行えます。

一方、不服がなければ、自発的処理を行えます。もし、Y社が不服申立期間内に自発的処理を行わなければ、税関はイヤホンβを没収して処分します。

7. 認定手続の簡素化措置♪

先ほどのお話では、商標権と著作権法上の権利に関する輸入差止申立てが税関に受理されている場合は認定手続が簡素化されるメリットがあるとのことでしたが、どのように簡素化されるのですか？

認定手続が開始されると、税関はX社とY社の双方に証拠や意見を提出するように求めます。しかし、実際にはY社は何らの応答もせず、X社しか応答しないことが多く、権利者にとって負担になっていました。

そこで、Y社がイヤホンβについて侵害物品であるか否かを争わない場合、税関はX社とY社に意見や証拠の提出を求めることなく、侵害物品であるか否かの認定を行うことにしたのですね。これならX社に負担がかからずに済みます♥

具体的に言うと、Y社に送られる認定手続開始通知書に、Y社が争う意思を持っているか否かを確認する旨の記載があります。

Y社が争う意思があることを税関に申し出なければ、すでにX社が提出している輸入差止申立書および添付資料に基づいて、税関はイヤホンβが侵害物品であるか否かを認定します。

一方、Y社が争う意思があることを税関に申し出た場合、税関はX社とY社に証拠や意見の提出期限を通知しますので、これ以後は通常の認定手続と同様の流れになります（図⑥）。

8. 侵害疑義貨物の情報の入手♪

先生、特にX社の側はイヤホンβの実態を把握しておかないと適切な証拠や意見を税関に提出することが難しいと思いますが、税関からはイヤホンβに関する情報を提供してもらえるのでしょうか？

X社もY社も税関に申し出て、イヤホンβの画像を電子メールで入手することができます。

ただし、この画像の送信は原則として1回に限られますし、入手を希望する画像が大量であるといった場合には、税関に申し出を拒否されることがありますから注意してください。

さらに、X社による輸入差止申立てが受理されている場合に、イヤホンβの認定手続が行われているのであれば、X社はその「**点検**」（関69条の13第4項）や「**見本検査**」（関69条の16）を行って証拠や意見の提出に役立てることもできるのですね。

そういったことができるのも、X社が輸入差止申立てを行っておくメリットなのです★

具体的には、税関に「疑義貨物点検申請書」などを提出して申請することで、イヤホンβを点検できます。点検は税関の官署などで行われ、知的財産調査官などが立ち会います。ただし、点検は経済的価値を損なわない範囲に限られますから、分解などはできません。なお、点検はY社も申請できます。

Y社としては、X社がイヤホンβを点検することで、それに用いられている営業秘密などがX社に取得されないか、少し心配ですな。

その点は安心してください。X社がイヤホンβを点検する際は、それに関する個別具体的な情報がX社に把握されないように実施されます。また、税関は必要に応じて、X社に把握されると支障がある部分の有無をY社に確認します。

しかしながら、点検ではイヤホンβの分解などはできません。

イヤホンβについてX社の特許権の侵害などが問題になっている場合は、その分解などを行わないと、X社はそれにどのような技術が用いられているのか把握するのは難しいですな。

そういった場合、X社は見本検査を行ってイヤホンβの分析や分解を行えます。その費用はX社が負担することにはなりますけどね。

X社がイヤホンβの見本検査を行うためには、①証拠や意見の提出のために必要であること、②Y社の利益が不当に侵害されないこと、③転売などの不当な目的に用いられるおそれがないこと、④X社が見本を適正に取り扱えること――の4つの要件を満たす必要があります。よって、先ほどの点検で足りるのであれば、見本検査は認められません。

ふむ。見本検査の流れは次のようになっていますな（図⑦）。

まず、X社は「見本検査承認申請書」などを提出して、税関にその承認を申請します。X社は見本検査を検査機関などの第三者に委託することもできますが、その際は委託したことの証明書なども提出する必要があります。

次に税関は、X社から申請があった旨をY社に通知します。

Y社はX社の申請に対する意見を3執務日以内に提出できます。あわせて、見本の返還を求めるかどうかのY社への確認なども行われます。

図⑦：見本検査の流れ

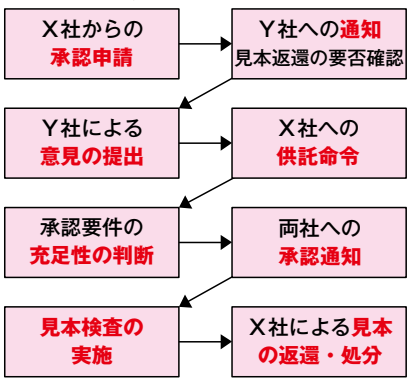

この時点ではイヤホンβが侵害物品であることが確定したわけではないので、見本検査がY社の負担になるおそれがありますよね。

そこで、イヤホンβが侵害物品でないと認定された場合にY社が被るおそれがある損害を補塡（ほてん）させるべく、税関はX社に対し３日以内に一定の金銭などを供託するように命じるのが原則とされています。

税関が見本検査を承認するとX社とY社にその旨が通知され、X社が知的財産調査官などの立ち会いの下、イヤホンβの検査を行うことになります。

でも、先ほどの点検と同様、X社が見本検査でイヤホンβに用いられているY社の営業秘密を取得して悪用しないか心配ですな。

見本検査で知った情報の悪用は関税法で禁止されていますし、Y社が心配なら税関に申し出て見本検査に立ち会うこともできます。

ところで先生、X社は検査を終えた見本をどうすればいいのですか？

先ほどの手続きでY社が税関に見本の返還を求めている場合、X社は検査を終えた見本を速やかに税関に返還しなければなりません。

一方、Y社が返還を求めていない場合は、認定手続が終わるまでX社が保管します。それが侵害物品と認定されたら税関に返還し、侵害物品と認定されなかったらX社自身で処分します。

9. 申立供託制度♪

イヤホンβについて認定手続が始まると、それが終わるまでY社は輸入することができません。

そうすると、侵害疑義貨物が食品などの生鮮品の場合は腐ってしまうおそれがありますし、X社とY社の意見が対立して税関が侵害物品か否かを認定するのが難しい場合もあります。

イヤホンβが侵害物品であることが未確定なのに輸入できないと、Y社に不当な不利益を与えるおそれがあります。それに、X社が輸入差止申立制度を濫用して、Y社に損害を与えないとも限りません。

そこで、法雄さんがおっしゃったような場合は、認定手続終了までイヤホンβを輸入できないためにY社が被るおそれがある損害を補塡させるべく、税関はX社に金銭の「**供託**」などを命じます（関69条の15）。

具体的には、X社は一定の額の金銭などを指定された供託場所へ10日以内（生鮮品の場合は３日以内）に供託しなければなりません（図⑧）。

図⑧：申立供託制度の概要

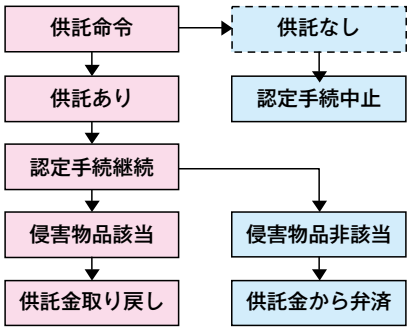

X社が供託すれば、税関は認定手続を継続するのですね。そして、イヤホンβが侵害物品であると認定された場合は、X社が供託金を取り戻せるのは言うまでもありません。

一方、侵害物品ではないと認定された場合は、Y社は自らが被った損害についてX社が供託した金銭などから弁済を受けられるのですね。

一方、X社が供託しなかった場合、税関は認定手続を取りやめ、Y社によるイヤホンβの輸入が許可されます。これならY社が一方的に不利益を被らなくて済みそうですな。

次回は、Y社がイヤホンβを速やかに輸入すべく税関に認定手続の取りやめを求める通関解放制度と、税関が認定手続を行うにあたり第三者に意見を照会する制度について説明して、締めくくりましょう。

先生、大変です。法雄さんが今回一度もボケていません。この人ホントに法雄さんですか!?　税関に連れて行って偽者かどうか認定手続をしてもらったほうがいいのでは。

中川 淨宗（Kiyomune Nakagawa）
中川特許事務所 所長／弁理士
2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設、知的財産の実務に携わりながら、専修大学および東海大学の講師も務める。
ヘンデルの「愉快な鍛冶屋」は、弾いていると楽しくなるピアノ練習曲である。この曲ばかり練習していたのでうまくならなかった。
〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通３-35横浜エクセレントⅢ　TEL045-651-0236
URL：http://www.ipagent.jp/
E-mail：customer@ipagent.jp